

山口県報

令和6年
4月30日
(火曜日)

目次

○選管告示

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………



山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年四月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
西村生則後援会	西村 生則	西村 生則	萩市大字紫福2949

令和六年四月三十日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁